

**森林文化都市ぬまたソーシャルイノベーター支援事業
令和7年度 FAQ**

制度全般に関すること

Q1: この制度の目的は何ですか？

A1: 社会や地域課題に挑む中小企業や個人事業主を、ふるさと納税を活用して支援することで、地域の持続可能な発展＝「森林文化都市ぬまた」の実現を目指す制度です。

Q2: なぜ「ソーシャルイノベーター」という言葉を使うのですか？

A2: 「課題解決」だけでなく、「社会を良くする価値創造」を担う人材・企業を支援するという意図から、より積極的・創造的な意味合いで「ソーシャルイノベーター」と表現しています。

Q3: 寄付が集まらなくても補助金が出るのですか？

A3: はい。目標金額に達しない場合でも、集まった寄付額と同額までを上限に、補助金を交付します。

応募資格に関すること

Q4: 個人事業主でも申請できますか？

A4: はい、可能です。

Q5: 本店が市外にある企業は申請できますか？

A5: できません。沼田市内に本店(又は主たる事業所)を置くことが申請要件です。

Q6: 市税を滞納している場合は応募できますか？

A6: できません。市税等の滞納がないことが必要条件です。

寄付・資金調達に関すること

Q7: 個人版ふるさと納税の目標額に制限はありますか？

A7: はい。100 万円以上、500 万円以下の範囲で設定してください。

Q8: 企業版ふるさと納税の目標額は、必ず設定する必要がありますか？

A8: 設定しないこともできます。ただし、A7に記載のとおり、個人版ふるさと納税の目標額は、500万円が上限となりますのでご注意ください。

Q9: 企業版ふるさと納税はどう扱われるのですか？

A9: プロジェクト個別ではなく、制度全体に対する寄付として受け入れ、個人版ふるさと納税の寄付実績に応じて、沼田市が配分します。

Q10: 返礼品は必要ですか？

A10: 個人版ふるさと納税は、沼田市が契約するクラウドファンディングサイトを通じて寄付集めを実施し、返礼品の手配も市が行います。(費用も市負担)企業版ふるさと納税は、制度で寄付企業への経済的利益の供与が禁止されています。

申請・審査に関すること

Q11: 審査はどのように行われますか？

A11: 書類審査(一次)とプレゼンテーション審査(二次)があります。一次通過者のみが二次に進みます。

Q12: プレゼンでは何を話せばよいですか？

A12: 提出済みの事業計画書に基づいて10分間の発表と10分間の質疑応答を行っています。新しい提案を追加することはできません。

Q13: 提出書類の押印は必要ですか？

A13: 不要です。提出書類は、PDF 形式での提出となります。

補助事業・実績報告に関すること

Q14: 補助金はいつ交付されますか？

A14: 原則として、令和9年3月末までの実績報告書(領収書等)の確認後、令和9年4月に交付します。

Q15: 事業完了前に概算払いはできますか？

A15: できません。

Q16: 他の補助金と重複して使うことはできますか？

A16: 同一経費について、他の補助金との併用はできません。

その他・サポート体制について

Q17: 申請や寄付集めにあたって相談できる窓口はありますか？

A17: はい。沼田市企画政策課が窓口です。また、認定後は市による広報支援も行います。

Q18: どんな事業が「沼田市の地方創生に資する事業」になりますか？

A18:「第2期沼田市まち・ひと・しごと創生推進計画」に関連するものが該当します。計画の詳細は、市ホームページでご確認ください。